高知市公共調達条例の特徴と制度運用の現状について

二〇一八年調査の結果に基づき

はじめに

について報告することを主な目的としている。 第三回目として、二〇一八年一〇月四日、高知県とした現地ヒアリング調査も実施しており、その 動をスタートさせ、以降、市民シンポジウムの開 で運用している公契約条例の名称は グ調査を実施した。本稿はこの高知市調査の結果 高知市において、市の入札・契約の主管課、 治体における制定プロセス、制度運用の現状・課 を展開している。その活動の一環で、 を社会に広げることをめざすワーキングチーム」 (以下、公契約WT)は、二〇一七年三月より活 高知市が本稿脱稿時点(二〇一九年三月現在) 連合北海道など五団体で構成する「公契約条例 条例の効果などについて把握することを目的 労働組合の関係者を対象に、現地でヒアリン 公契約条例に関する学習会など、様々な活動 「高知市公共 条例制定自 市議

> ある。 え、これに合わせて条例名も現行のものに変更さ されて賃金保障型の公契約条例としての規定を備 である条例制定と改正の経緯・背景のほか、同市の れたという、 念型の公契約条例として制定され、数年後に改正 なる「高知市公共調達基本条例」で、また、内容 四月一日施行)だが、当初の条例名は現行とは異 調達条例」(平成二四年一月一日条例第四号) 入札・契約の実施体制、 上も大きな違いがあった。この条例は、当初は理 公契約WTによる高知市調査では、大きな特徴 同条例の公布は二〇一二年一月一日 全国的にも稀有な経緯を持つ。 現行の公契約制度の特徴 同 で 年

1 条例の制定・改正のプロセス

制度運用の現状や課題などについてうかがった。

施

条例制定に向かう気運の発生

いた。

(1)

高 知 市において、 市 (以下、 「市の執行機関

> E 側が公契約条例の制定に向かう意 木 浩 司

評価落札方式の試行(二〇〇七年七月)と正式実 を議会が採択する、といったことが見られた。 定を求める陳情・請願が市議会に提出され、それ いて」(二〇〇七年)など、労働組合から条例制 絡会による「公契約条例制定に向けての陳情につ 場で断続的に行ったり、 の会派の一部が条例制定を求める質問を定例会の それ以前の関係する動きを振り返ると、 また、これらの動きと並行して、工事での総合 例えば高知県公務労組連 市 議

たのが、 制定に関しては市側は必ずしも積極的ではなか そうした状況下にありながらも、 前述のとおり二〇〇八年春に大きく転換 公契約条例 0)

の意味で使用) 格制度の導入(二○○七年四月)など、入札・ 降である。 思を表明したのは、 (二〇〇九年四月)、 岡崎市政下の二〇〇八年春以 業務委託での最低制限価

契

約制度に関わる改革が着々と進められたりもして

<資料1> 高知市公共調達条例に関する年表

年	月日	事項					
2007	2月22日	高知県公務労組連絡会、「公契約条例制定に向けての陳情について」を市議会に提出 → 市議会採択					
	4月	業務委託の一部に最低制限価格導入					
	7月	建設工事で総合評価落札方式を試行					
2008	4月	工事にかかる委託業務に最低制限価格導入					
2009	2月	契約書への労働関係法規の遵守事項追加					
	4月	建設工事の総合評価方式を正式実施					
2010	5月24日	高知市入札・契約制度検討委員会発足 (同年11月16日まで会議を4回開催)					
	9月3日	高知県建設労働組合、「公共工事における賃金確保法(公契約法)の条例制定に関する件」 を市議会に提出→ 市議会、賛成多数で可決					
	11月30日	高知市入札・契約制度検討委員会、「高知市入札・契約制度基本指針(提言書)」策定、市長に提出					
2011	「高知市入札・契約制度基本方針」、「高知市入札・契約制度基本方針推進計画」策定						
	4月1日	「高知市入札・契約制度基本方針」、「高知市入札・契約制度基本方針推進計画」施行					
2011	12月27日	「高知市公共調達基本条例」可決					
2012	1月1日	「高知市公共調達基本条例」公布					
	4月1日	「高知市公共調達基本条例」施行					
	"	「高知市公共調達審議会規則」公布・施行、高知市公共調達審議会設置					
2014	9月26日	「高知市公共調達基本条例」改正案、可決					
	10月1日	「高知市公共調達基本条例」から改正・改名した「高知市公共調達条例」公布					
	10月2日	市議会5会派、「公契約における課題への取り組みに関する要望書」を市に提出					
2015	15 3月20日 改正「高知市公共調達審議会規則」公布・施行						
	10月1日	「高知市公共調達条例」施行、附則に施行3年以内(2018年9月まで)での見直しの可能性を示唆					
	"	「高知市公共調達条例施行規則」公布・施行					
2016	4月18日	「高知市入札・契約制度基本方針」、「高知市入札・契約制度基本方針推進計画」改定					
2018	6月10日	「高知市公共調達条例」等の改正案に関するパブリックコメント実施 (~7月9日)、意見なし					
	9月26日	「高知市公共調達条例」の一部改正案可決(対象労働者の範囲の明確化、下限額決定の勘案事項の 追加、下請け事業者等の責任の明確化)					
	10月1日	改正「高知市公共調達条例」、改正「高知市公共調達条例施行規則」公布・施行					

市議会の会派の一部や、労働組合諸団体による条を重ね、質の高い公共サービス実現に向け取り組んでまいりたいと、そのように考えております。
これ以降、二○○八年から二○一○年にかけて、会後他都市の状況を幅広く調査、研究し、検討

政革に取り組んできたところでございます。しかしながら、公共工事や委託業務等における低価格、低単価の契約発注の増大により、労働者の賃金、労働条件の低下が進んでいることは憂慮すべき問題であると認識しておりまして、公正労働基準が確保される契約方法や総合評価方式における社会貢献に取り組む企業への優遇措置のあり方などについては、公共調達における喫緊の課題であると考えております。
こうした課題解決に向けては、(中略)社会的価値の実現に向けたいわゆる政策入札を実施していく必要があり、そのために本市が推進する政策を宣言した公契約条例というべき基本条例の制定が必要であります。

に最低制限価格制度を導入するなど、新たな入札制度業務に、平成二〇年度からは建設コンサルタント業務グ受注を排除するため、平成一九年度から庁舎の清掃グ受注を排除するため、平成一九年度から庁舎の清掃が、これまで公正労働基準の確保につきましては、すが、これまで公正労働基準の確保につきましては、

務部長による答弁がその転換を端的に表している。例会(二〇〇八年三月一三日、本会議)での市総したということである。以下に引用する市議会定

公契約条例の制定への取り組みについてでございま

に提出し、市議会で採択されている。法)の条例制定に関する件」という請願を市議会年九月に「公共工事における賃金確保法(公契約なった。例えば、高知県建設労働組合が二〇一〇の制定を求める運動がいっそう活発化することと

の策定とその意義 (温言書)』 「高知市入札・契約制度基本指針(提言書)』

発注する建設工事、建設コンサルタント業務、物市長から同委員会への諮問事項は、「高知市が討委員会」を設置した。

コ〇一〇年五月二四日、高知市では、外部有識

の確保、③地元経済の活性化と市民の雇用環境安高い入札・契約制度の確立、②品質と適正な履行諮問を受けた委員会は、①公平、公正で透明性の正に運用するための指針の策定等について検討」。正に運用するための指針の策定等について検討」。
おりの確保、③地元経済の活性化と市民の雇用環境安高に運用するための指針の策定等について検討」。

とめ、同年一一月三〇日に市長に提出した。本指針(提言書)」(以下、「基本指針」)をとりま検討を進め、最終的に「高知市入札・契約制度基定の確立、という三つの基本目標に留意しながら

以下のとおり、それぞれの個別目標を定めている。「基本指針」は、右記の三つの基本目標ごとに、

- 基本目標①「公平、公正で透明性の高い入札・契
- ① 一般競争入札の拡大
- ② 特命随意契約の見直し
- 事前公表の取り止め 工事及び建設コンサルタント業務の予定価格の
- ④ 入札・契約事務の電子化
- ⑤ 契約情報の公開
- 基本目標②「公共調達における社会的価値の実現
- ① 総合評価落札方式の拡大
- ② 業務委託における予定価格、及び最低制限価格
- ③ 履行検収体制の充実
- 基本目標③「地元優先発注と競争性の確保の安定の確立」の個別目標の方性化と市民の雇用環境
- ②社会的貢献度の高い企業への発注
- ③ 雇用環境安定への具体的施策の実施

て以下の内容での言及があり、現在から振り返れあわせて、「基本指針」には公契約条例につい

たものとみられる。ば、これがその後の展開において一定の意義を持

一定金額以上の賃金支払いを義務付ける「公契約条例」については、賃金の支払い状況の確認方法や、調査もあることから直ちに導入することは困難であるが、労働者の賃金水準の確保が雇用環境安定に向けての大きな要素であることは確かであり、請願採択の意義を踏まえ、この課題について研究・検討を進めていく必要があると考える。(中略)

ても検討していくべきであると考える。
、大めには、「入札・契約制度基本方針」の第定に加え、ためには、「入札・契約制度基本方針」の策定に加え、ためには、「入札・契約制度基本方針」の策定に加え、

③ 「高知市入札・契約制度基本方針」の策定

し、三つの基本目標とそれぞれの個別目標を宣言し、三つの基本目標とそれぞれの個別目標を宣言一一年三月七日策定、同年四月一日施行)を策定程なく「高知市入札・契約制度基本方針」(二〇程なく「高知市入札・契約制度基本方針」の提出を受けた市は、

ように記している。 安定への具体的施策の実施」の項目の中で以下の襲しているが、公契約条例については「雇用環境

…一定金額以上の賃金支払いを義務付ける「公契約条例」の制定については、賃金の支払い状況の確認方条例」の制定については、賃金の支払い状況の確認方法や、調査にかかるコスト、人員の問題など解決すべ法や、調査にかかるコスト、人員の問題など解決すべ法や、調査の理念を宣言した「基本条例」を制定することとし、現行制度の中で、雇用環境安定の施策を講じるとし、現行制度の中で、雇用環境安定の施策を講じるとし、現行制度の中で、雇用環境安定の施策を講じるとし、現行制度の中で、雇用環境安定の施策を講じるとし、現行制度の中で、雇用環境安定の施策を講じるとし、現行制度の中で、雇用環境安定の施策を講じるとし、現行制度の中で、雇用環境安定の施策を講じるとし、現行制度の中で、雇用環境安定の施策を講じるとし、現行制度の中で、雇用環境安定の施策を講じるとし、現行制度の中で、雇用環境安定の施策を講じるとしている。

型の公契約条例である現行の これが翌年の 達に関する理念を定める基本条例の制定によって 多くの課題があることから、 型の公契約条例の制定というテーマについては、 の根拠となり、さらにその数年後には、賃金保障 対応していくと宣言しているということである。 すなわち、 がこの基本条例の改正によって実現されるこ 市は 「高知市公共調達基本条例」の制定 「基本方針」の中で、 当面は、 「高知市公共調達条 市の公共調 賃金保障

契約条例への言及が一定の意義を有したと考える。振り返ると、「基本方針」の策定と、その中での公本条例の制定、公共調達条例への改正)の経緯を高知市における公契約条例の制定(公共調達基

(4) 「高知市公共調達基本条例」の特徴

は、二〇一一年一二月二七日に可決され、二〇一「高知市公共調達基本条例」(以下、「基本条例」

二年一月一日公布、同年四月一日に施行となった。「基本条例」の制定には、「基本方針」の謳う、
に、市の責務はもちろん、公共調達に関わる事業
に、市の責務はもちろん、公共調達に関わる事業

「基本条例」の定める公共調達の基本理念は、 「基本条例」の定める公共調達の基本理念は、 が公正性を貫き、透明性が確保されるものであること、②その過程全般において、公平性及 であること、②その過程全般において、公平性及 であること、③公共調達により調達するものの品質、価 たと、③公共調達により調達するものの品質、価 を及び履行の適正が確保されるものであること、 ②社会的価値の実現及び向上並びに地域経済の健 全な発展に配慮されるものであること。

① 公共調達の過程全般において、常に社会的の福祉の向上、社会的価値の実現及び向上、市民質の向上、社会的価値の実現及び向上、市民の福祉の向上、地域経済の健全な発展等に努めなければならない。

定めている。

先となる事業者等の責務については以下の三点を

その上で、これらの理念を実現するため、

調達

② 自らが雇用し専ら公共調達に従事する者にでいる。

払わなければならない。) その下請負者に対し、適正な請負代金を支

の背景・経緯の背景・経緯の背景・経緯の背景・経緯の

能行されている「高知市公共調達条例」は、当初施行されている「高知市公共調達条例」は、当初は理念型の条例として制定されたが、施行から約二年半後の二○一四年九月に改正(以下、二○一四年改正)され、賃金条項型の公契約条例としての規定を備えるとともに、現行の条例名に改名された。この改正条例が二○一五年一○月に施行され、今日に至っている。

あったことがうかがえる。出されたことに象徴されるように、市議会の側で生達したのは、条例改正案が議員提案で議会提合一○一四年改正に至る経緯を振り返ると、改正

たようである。内的な動機と、外的な動きへの対応の両面があっしては、今次ヒアリングで得られた知見によれば、しては、今次ヒアリングで得られた知見によれば、

二に、工事だけでなく業務委託や指定管理も含め、知者は、特に公契約条例の限界が認識されたことがあったという。ここでいう理念型条例の限界とは、第一に、条例の理念に沿わない不適切限界とは、第一に、条例の理念に沿わない不適切限界とは、第一に、条例の理念に沿わない不適切の関係者によれば、理念型条例の限界が認識されの関係者は、特に公契約条例の制定に積極的な会派前者は、特に公契約条例の制定に積極的な会派

分にできないことである 『者の雇用・労働条件に関する実態の把握 が十

あったという。 建設労働組合は市議会の全会派を回り、 されることになるが、同定例会の開会に先立ち、 例改正案は二〇一四年九月の市議会定例会で審議 0 る要請」 の下で働く労働者の公正な労働条件の確保に関す 高知県建設労働組合および連合高知から「公契約 た労働組合諸団 要請書を渡して直に説明をするという動きが が市議会議長に提出されたほか、 従前より公契約条例の制定を求めてき 「体の動きへの対応である。 条例制定 ~ 本件条 高知県

に提出されるという動きもあった。 条例改正に反対する陳情や要望書が議会や各会派 その一方で、 市内の事業者団 体の一 部からは

員提案によるものとなった。 ほども述べたとおり、 を提出することには躊躇があり、 こうしたなかにあって、 条例改正案の議会提出は議 市側は自ら条例改正案 結果として、 先

ている。 をモデルに、会派間協議と、 めた。条例改正案の提案理由は以下の二点である 最優先の目標とし、最終的に一つの案としてまと 会派によって主張にバラツキがあったが、成立を 置したワーキングチームでの議論を経て作成され この 議員提案による条例改正案は、 どのような内容にするかをめぐっては、 (昭和三九年三月三〇日条例第一四号) 全会派が参加して設 Щ 崎 市契

1 財 N 政 再建 、策の一つとして市が進める公的サービス

> て、 必要であるということ。 いるのではないかとの疑惑を払拭する政策の実行が おける未解決の課題が、 の民間委託、 いわゆる官製ワーキングプアを行政がつくって アウトソーシングの拡大や入札制度に 長引くデフレ経済と相まっ

権を行使してそれに取り組むことは、 た議会の責任であるということ。 関側が条例改正を躊躇するなかで、 る請願」を採択してから丸四年が経過し、 における賃金確保法(公契約法)の条例制定に関す 二〇一〇年九月市議会定例会において「公共工事 議会が議案提案 請願を採択し 市執行機

こうしたなかで岡崎市長は以下の答弁をしている (二〇一四年九月一七日) この改正案の議会審議では賛否両論があったが、

況も踏まえた体制の整備も含めて、検討していく必要 踏まえまして、条例が可決されましたら、 ります。条例の審議、 歩進んだ上で実務的な条例に改正をしようということ ざいまして、それを議会におかれましては、 つきましては、 ?あるというふうに考えております。 具体的な今後の運用ということも重要になってまい そのことには敬意を表するところでございます。 ・現在の高知市が提案をしました公共調達の条例に いわゆる理念条例と言われるものでご また委員会のもとでの御意見を その執行状 さらに

な努力を、今後ともしていかなければならないという とに敬意を表しまして、 今回は、 議会側からのもっと実務的な条例というこ 我々も執行部としてさまざま

が

を申し上げたいと思います。 勢でございますので、その点はどうかよろしくお願 意味では、 一緒に、さらにつくり込んでいくという姿

例 れている。 制度運用において協力していくことなどが表明さ 7改正に反対しないこと、 右 の市長答弁には、 市の姿勢として、 改正案が可決されれば 本件条

可決され、 議会の拡充などが行われている。 に関する諸規定 により、条例名の改名とともに、 五年一〇月一日より施行されている。 結果的に二〇一四年九月二六日に条例改正案は 同年一〇月一日の公布を経て、 (詳細後述) の追加、 「特定契約制度」 公共調達審 この改正 翌二〇

提出している。これを受けた市 備 は、二〇一五年六月に、 札制度」、 して取り組むべき改善点を、「予定価格・工期」、「入 られた諸団体からの意見を踏まえ、 関わった市議会五会派は、 改正条例の公布の翌日、 の三つの区分でとりまとめ、 (資料2) をまとめ、五会派に返答している 「適正な契約の履行を検証する体制 この要望書に対する対 改正のプロセスで寄せ 改正案の策定・提案に (総務部契約課 市長に要望書を 市が今後優先 の整

(6) 二〇一四年改正後の動き

則に基づく見直しが以下のとおり実施されている。 が改定 (二〇一六年四月一八日) 条例改正後の動きとしては、 「基本方針」 されたほか、

<資料2> 「公契約における課題への取り組みに関する要望書」要望事項に関する状況及び対応方針等

(平成27年6月 総務部契約課)

	要望事項	状況・対応方針		
1 予定価格 現場状況(・工期 に応じた適正な設計、工期設定	〇 事業の施行においては、現場の状況に応じた適切な予定価格の 算定、工期の設定を行うことを周知・徹底する。(都市建設部技 術監理課)		
2 入札制度	(1) 最低制限価格の引き上げ	○ 最低制限価格での入札が多くなっている現状は認識しているが、最低制限価格で受注しても事業者が利益を確保できるようにするためにその引き上げを行うことは、競争を通じてより効率的な調達を行うという競争入札本来の目的からみると必ずしも適当とはいえない。 最低制限価格制度における競争性の阻害という課題の解決と適正な履行の確保を両立させるには、価格の引き上げではなく、予定価格の適正な設定と自動落札方式の見直しを検討すべきと考えている。		
	(2) 工事発注の平準化	O 現行の予算・会計制度の下で、計画的かつ効率的な発注に努める。		
	(3) 業務委託の予定価格適正化	○ 予定価格の積算基準づくりを進めている。 平成24年度実施 建物清掃業務 平成26年度 団地下水道施設、農業集落排水施設の維持管理等 業務 平成27年度 人的警備業務、浄化槽保守点検及び清掃業務 (10人槽以下) 平成28年度予定 浄化槽保守点検及び清掃業務 (11人槽以上)		
	(4) 予定価格制度の弾力運用	○ 現行法令上は、予定価格を上回る額での契約締結は行えない。 市況価格と設計単価との乖離が著しく、適正な予定価格の積算 が困難な場合には、業者見積りを活用し市況価格を反映させる等 の方法で対応する。		
3 適正な契約	的の履行を検証する体制の整備	〇 適正な契約の履行を確保・確認することは契約上最も重要な事項である。予定価格の適正な積算とともに、検査に係る体制・仕組みの整備を進める。		

公共調達条例の実施

は後述する。

どに関することであるが、

象労働者の定義、 年改正の内容は、

下請け事業者の責任の明確化な 労務報酬下限額の勘案基準、

対

これについても詳しく

体制

(1)

契約の主管課とその専決区分

の三点が記載されている。 六条によると、契約課の分掌事務としては、以下 最終改正:平成三〇年四月一 分掌規則」 主管課は、 (2) 設計又は業務委託等の 人札参加者の資格審査及び登録に関すること。 物品、 工事又は製造の請 一八年現在、 (平成一二年四月一日規則第五一 総務部の契約課である。 工事 (製造の請負を含む。) 及び設 高知市における入札・契約 負、 般競争 日規則第二一号) 物品の購入、その他 「高知市 (指名競争) 事務

所要の見直しを行うものとする」と記されたこと 年九月二六日をもって可決されている。 例の見直しを行う可能性が示唆された。 の施行状況に検討を加え、 月一日から三年以内に、 この附則第六項を踏まえた条例の一 改正条例では、 パブリックコメントの実施を経て、 二〇一八年九月末を期限として、 て検討を加え、 附則第六項に その検討の結果に応じて、 新条例の規定の施行状況 検討結果によっては条 「平成二七年一 $\overline{\ddot{}}$ 改正条例 部 改正 八 八 案

賃貸借契約を除く。)。 計 委託等の契約に関すること (業務委託及び

3 契約事務に係る企画及び総合調整に関する

が、 一一名である。契約課長一名、 |職員四名が、それぞれ配置されている 工事契約担当として係長一名と担当職員三名 物品・業務委託契約担当として係長一名と担 ?約課の職員配置は、 課長補佐一名のも 八年 度においては

事務は課全体で対応しているとのことである。 が一名増員になっている。 二〇一五年四月から物品・業務委託契約担当職 なお、 ?決区分上、契約課による取り扱いとされる入 条例改正への対応も一つの要因となり、 公共調達条例に関する 員

同一〇万円以上の物品購入の入札・契約事務である。月一日規則第三一号)第一一条により、一件あたり 年四月一日庁達第八号) 案件には契約課との合議が必要とされている。 務は各原課で行うものとされるが、 た業務委託については、 なお、工事関係業務委託以外の、 札・契約事務、 一三〇万円を超える工事全般の入札・契約事務、 件あたり同五〇万円超の工事関係業務委託の入 契約事務は、「高知市職務権限規程」 「高知市物品会計規則」 基本的にその入札・契約事 別表一により、予定価格 清掃や警備といっ 一定金額以上の (平成八年四 (平成六

(2).知市公共調達審議会

高知 市 では、 適 正 か つ公正な公共調達の実施

> 調達審議会規則」(平成二 根拠を持つほか、 年四月より設置している。 で構 に係る施策を推進する」ことを目的に、 一号)も制定されている 『成する「高知市公共調達審議会」を二○一二 運営などに関する「高知市公共 四 審議会の設置は条例に 年四月 一日規則第二 民間委員

月~一一月) 知市入札・契約制度検討委員会」(二〇一〇年五 ことである。 型の公契約条例の時代から設置されていたという れている。 四年改正を経て、 行に伴うものであり、審議会自体は、 同 「審議会の設置は「基本条例」 が前身となっており、 「基本指針」を検討した前出の 委員の増員、 役割の追加が行わ (第八条) 条例の二〇一 いわば理念 の施 一高

項)、② は条例制定当初からのものである。 者は二〇 ること」 の市長の諮問に応じ、又は自発的に、 の諮問への答申」(第七条第三項、第一二条第 現行条例に規定されている審議会の主な役割は 「労働報酬下限額を定めようとするときの市長 (第一二条第一 「条例の施行に関する重要事項について 一四年条例改正で追加され 項 の二項目である。 た項目、 調査審議す 後者 前

1

七名体制となっている。 保険労務士一名を加えた五名体制で出発した。そ 契約制度検討委員会」 八条第三項)とされ 一二条第 委員の数は、 項 四年条例改正により「七人以内」 と変更され、二〇一八年現在では 「基本条例」では「五人以内」 、前身となった の委員四名と、これに社会 七名の内訳は、 「高知市入札 公益代表 (第 (第

> ものである。 効力発生)の規定する、 八年効力発生/二〇〇三年六月一四日、 LO第一四四号条約」(一九七六年作成/一九七 働者団体代表二名、 公益代表の三者構成による審議会の要件を備えた 大学教員、 弁護士、 事 社会保険労務士) 業者代表二名である。 労働者代表、 使用者代表 三名、 日本での 労

われる年には五回開催されている。 あたりの開催回数は四回が基本で、 委員の任期は二年。 現状を見る限 ŋ 条例改正 会議 が行 年

3 特定契約制 度 の 特徴

(1) ō 四年改正の主旨

規定が追加されるなどの改定が行われている。 であり、そのために 公共契約条例の規定を備える条例へと改めること 型の公契約条例とされる同条例を、 基 |本条例| の二〇一四年 「特定契約制度」に関する諸 改正の主旨 賃金保障型 は、 理念 0)

業の める基準額 を問わず、 び受注関係者 や「労務台帳」及び に係る業務において従事する労働者に、 託業務のうち、 載の説明を引けば、「市が発注する請負工事 特定契約制度」 一部を請け負う者をいう。) 高知市以外の者から特定契約に係る作 (労働報酬下限額) (下請その他い 条例で定める契約と指定管理協 の定義は、 「誓約書」 かなる名称によるか 以上の賃金の支払 市ウェブサイ の提出を受注者及 に義務付け 本市 るも が定 ,や委 掲

の」と説明されている。

いる。

「高知市公共調達条例」が備える、賃金保障型の公契約条例としての規定は、この「特金保障型の公契約条例としての規定は、この「特金保障型の公契約条例としての規定は、この「特別を対している。

② 適用範囲

度が適用される範囲は、以下のとおりである。高知市の締結する公契約において、特定契約制

- 契約○ 予定価格一億五○○○万円以上の工事請負
- かるもの業務委託契約で、以下の四つの業務分野にか業務委託契約で、以下の四つの業務分野にかに間委託費の予定価格が五○○万円以上の

九条に規定する労働者

(正社員、

パート、

アルバ

託業務等に係る作業に従事する「労働基準法」第

- ① 庁舎等に係る建物清掃業務
- ② 庁舎等に係る人的警備業務
- 務及びコールセンター業務 「合等に係る受付案内業務、電話交換業

3

- ④ 給食調理業務
- 公の施設に係る指定管理協定 (全件)

務委託契約」という。ける業務委託契約および指定管理協定を「特定業契約を「特定工事請負契約」、同制度の適用を受契約を「特定工事請負契約」、同制度の適用を受

一件、業務委託五五件、指定管理協定二二件という。(上下水道局発注分含む)は、累計で工事請負五制度施行から二〇一八年八月末までの適用実績

③ 対象労働者

とおり定められている。 約と特定業務委託契約について、それぞれ以下の特定契約制度の対象労働者は、特定工事請負契

特定業務委託契約に係る対象労働者は、当該受請負工事において公共工事設計労務単価に掲げる五一職種に係る作業に従事する「労働基準法」第九条に現定する労働者(正社員、パート、アルバイト、用雇い労働者等)、③当該請負工事に係る作業に従事する者、②当該請負工事に係る作業に従事する「労働基準法」第九条に規定する労働者(正社員、パート、アルバイト、別当該計算契約により行う一人親方、とされている。

業務に派遣される者を含むとされる。者、再委託業者に雇用される者、特定契約に係る者、再委託業者に雇用される者だけでなく、下請業

な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法 用除外となる 第二号)が含まれることが明記されるとともに、 律」(昭和六〇年七月五日法律第八八号) 第二条 労働者には派遣労働者 第二号が改正され、 義のさらなる明確化が図られており、 「高知公共調達条例施行規則」(平成二七年一〇月 日規則第九三号) なお、二〇一八年改正により、 「規則等で定める者」について、 を改正し、 特定業務委託契約に係る対象 (「労働者派遣事業の適正 特定契約制度の適 対象労働者の定 条例第七条 新

> 明記した。 設した第二条の二で以下を適用除外とすることを

- 用される者及び家事使用人同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使
- ② 最低賃金法(昭和三四年法律第一三七号)第七
- (3) 特定工事請負契約に係る作業における現場代理
- ④ 外国の工場において製作に従事する者
- 作業に従事した時間が三〇分に満たない者⑤ 特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る
- 事する者⑥ 条例第七条第一項第二号に規定する指定管理者しい方。が委託する業務ので行う業務をいう。以外の業務に係る作業に従て行う業務をいう。以外の業務に係る作業に従て行う業務をいう。以外の業務に係る作業に従て、が委託する業務のは、</li

4 労働報酬下限額の決定方法

けられる。

・ 条例第八条第五号および第七号により、特定工権の定める労働報酬下限額を上回る労働報酬を、市の定める労働報酬下限額を上回る労働報酬を、事請負契約および特定業務委託契約の受注者等は、

の答申を踏まえて市長が定め、告示することとさ年度ごとに高知市公共調達審議会で検討され、そ労働報酬下限額は、条例第七条第三項に基づき、

八年における、 れている。 図表1は、

現行条例の施行された二〇一

5

労働報酬下限額の金額と、

その算 <u>Ŧ</u>i.

限額は、まず大きくは特定業務委託契約に適用さ 出にあたっての考え方を整理したものである。下 られ、後者は雇用労働者と一人親方に分けられる。 れる額と特定工事請負契約に適用される額が分け 以下、二〇一五~一八年の下限額と算出根拠の

特定業務委託契約の労働報酬下限額は、 特定業務委託契約の労働報酬下限額の推移 最初の

最低賃金と生活保護費のいわゆる逆転現象のなか

二〇一五年一〇月一日適用の下限額では、

地

域別

で、生活保護費を勘案すべき基準とした。

一九歳・単身者の住宅扶助を除いた生活保

時間当たりの労働報酬下限額七二〇

< 図表 1 > 高知市の特定契約制度における労働報酬下限額および算定根拠の推移 (2015~18)

具体的

用額

(六七七円) と二〇一六年適用額

七

二五円) 四年適

限額七二〇円に、

高知県最低賃金の二〇一

二〇一七年一

月

日

適用の下限額は、

前

回

の下

合わせ、七六一円とした。

を比較した際の上昇率 (一〇五・六一%) をかけ

円を算出した。

護費を基に一

年適用額

(七三七円)

を比較した際の上昇率

低賃金の二〇一四年適用額(六七七円)と二〇一七

方を引き続き、最初の下限額七二〇円に、 二〇一八年一月一日適用の下限額も、

前回の考え 高知県最

八・八六%)をかけ合わせ、七八四円とした。

	適用対象労働者						
適用年月日	特定業務委託契約		特定工事請負契約			(参考) 高知県の	
週用千月日			雇用労働者		一人親方	最低賃金	
	下限額	根拠	下限額	根拠	八和刀		
2015年 10月 1 日	720円	19歳・単身者の住宅 扶助を除いた生活保 護費(月額72,290 円)を基を行った後の 生活保護打ち切りの 収入基準月額95,490 円に社会保険料負担 を控除した後の餌と して、121,000円を 算出。121,000÷21 日÷8=720円	720円	特定業務委託契約の 労務報酬下限額を適 用	公共工事設計労務単 価の80%	677→693円	
2017年 1月1日	761円	高知県の最低賃金の 上昇率(2014年度比 105.61%)を2015 年度の下減額(720円)に乗じる。720円×105.61%=760.39円→761円	761円	特定業務委託契約の 労務報酬下限額を適 用	公共工事設計労務単 価の80%	693→715円	
	784円	高知県の最低賃金の 上昇率 (2014年度比 108.86%) を2015年 度下減額 (720円) に乗じる。	交通誘導警備員 A·B: 784円	特定業務委託契約の 労務報酬下限額を適 用	公共工事設計労務単 価の80%	715→737円	
2018年 1月1日			上記以外の 職種:840円				

高知市でのヒアリング実施時(2018年10月4日)の入手資料に基づき、2019年3月、正木作成。

特定工事請負契約の労働報酬下限額は、 特定工事請負契約の労働報酬下限額の推移 雇用労働者と一人親方を分けて算出して 先述の

されている。 算出根拠は このうち一人親方については、 「公共工事設計労務単価の八○%」と この間 貫して

職種 準は、「平成二八年賃金構造基本統計調査(高知県 準で独自の額が算出されるようになった。この一 二〇一八年一月一日適用の下限額からは、 れぞれ七二〇円、 限額は特定業務委託契約の下限額が適用され、 算とした額」であり、これに基づき一 △四○円が算出された。 一八年一月一日適用の下限額における新たな基 一日適用および二〇一七年一月一日適用の各下 (交通誘導警備員A・B) を除き、 <u>の</u> 雇用労働者については、二〇一五年一〇 九歳までの所定内給与額から時給換 七六一円とされていた。 時間当たり 新たな基 これが 一部の そ

第 定める際に勘案する基準に関わっ 二項が以下の改正を受けている。 なお、二○一八年改正では、 労働報酬 て、 条例第七条 下限額を

0 特定工事請 負契約

金額 単価において職種ごとの単価として定められた が工事費の積算に用

いる公共工事設計労務 契約・協定では、 付される。

単価において職種ごとの単価として定められた 金額及び特定業務委託契約に係る労働報酬下限 市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務

特定業務委託契約

0

額

準において本市に適用される額 八条第一項に規定する厚生労働大臣の定める基 生活保護法 (昭和二五年法律第一 四四号) 第

年法律第一三七号)第九条第一項に規定する地 域別最低賃金及び生活保護法 等に基づく貧困線の額、 第三九号)第一条に規定する国民生活基礎調査 大臣の定める基準において本市に適用される額 国民生活基礎調査規則 四四号)第八条第一項に規定する厚生労働 最低賃金法 (昭和六一 (昭和1 一年厚生省令 二五年法律 (昭和三四

(5) 制度運用の主な特徴

ァ 契約書・協定書への 「特約」

改定版)を見ると、 年一月版)』(以下、『手引き』)(本稿執筆時点で の最新版、二〇一八年の条例改正後としては初の 高知市策定『特定契約制度の手引き(平成三一 契約書・協定書に 特定契約制度の適用を受ける 「特約」 が添

特約条項は、 特定工事請負契約と特定業務委託

> 以下の全一○条で構成されている ちらも概ね条例第八条 契約でそれぞれ定められている。 を基本に、違約金に関する規定を合わせた。 (特定工事請負契約等の内 その内容は、 تبا

第一条 台帳の作成等

第二条 特定工事請負契約(もしくは特定業務 委託契約)に係る事項の 周 知

第三条 対象労働者からの申出 への対応

第四条 労働報酬の支払い

第五条

不利益な取扱い

の禁止

第六条 誓約書の提出等

第七条 立入調査等

第八条

是正措置

第九条 契約の解除に関する特則

第一〇条 違約金

1 いと記載内容 受注者が作成 提出する労務台帳の取り扱

等に備え置くことが求められる。 労務台帳の写しの市への提出、 特定工事請負契約、 労務台帳について、 特定業務委託契約の受注者 第八条により、 対象作業の事業場 作成した

提出すること」などを遵守することを記した誓約 八条第七号)。 書を作成させ、 ないこと」、「台帳を作成し、 象労働者に支払う労働報酬の額が基準額を下回ら を下請けに出す場合、下請け事業者に対し、 また、 受注者は、 市に提出させなければならない(第 誓約書に基づき労務台帳の写しの 特定契約にかかる作業の その写しを受注者に 部

が求められる (第八条第八号)。提出を受けた受注者は、これを市に提出すること

労務台帳の提出は、市ウェブサイトからダウン労務台帳の提出は、市ウェブサイトからダウンは、受注者等が必要事項を記入した上で、などして、受注者等が必要事項を記入した上で、これを市に提出することとされている。受注者等が様式への記入を求められる事項は以下のとおりが様式への記入を求められる事項は以下のとおりが様式への記入を求められる事項は以下のとおりである。

- 約日、工期など)特定契約に関する事項(工事名、工事場所、契
- 受注者に関する事項(名称など)

2

- ③ 労務台帳に関する事項 (作成日、対象期間など)
- ④ 台帳作成者(受注者か下請負人(再委託先)か
- 選抄)
- ⑤ 下請負人に関する事項(名称など)
- ⑥ 下請け契約に関する事項(契約の内容など)
- ⑦ 対象労働者の氏名
- ⑧ 労働者の種別 (特定工事請負契約のみ)
- ⑨職種
- ⑩ 労働報酬下限額
- ⑪ 所定内労働時間
- 定内労働時間数、所定時間外労働時間数、休日労⑫ 特定契約に係る作業に従事した労働時間数(所
- 働時間数、深夜労働時間数)
- ③ 算定労働時間数(右記⑫の入力により自動計算)
- 御 労働報酬基準額(右記⑩と③の入力により自

「適」、未満であれば「不適」の自動表示) 適否確認 (労働報酬額が基準額以上であれば

音等が記入する事真をなるべ、簡格とするようにない、 学務台帳の提出用フォーマットを統一し、受注 に基づき、特定契約の履行の状況を確認すること に基づき、特定契約の履行の状況を確認すること を件をチェックしているとのことである。 全件をチェックしているとのことである。 でしており、各案件の担当職員を中心に、全員で を件をチェックしているとのことである。

ることが追求されている。発注者と受注事業者の双方の作業コストを軽減す者等が記入する事項をなるべく簡略化することで、者等が記入する事項をなるべく簡略化することで、受許の提出圧フォーマットを統一し、受許

契約の不履行への対応

ゥ

条~第一○条から以下の内容が読み取れる。ルールとしては、条例(二○一八年改正後)第八払われた場合など、契約違反への対応に関する対象労働者に労働報酬下限額を下回る賃金が支

のほか 業者) 扱いをすることの禁止(第六号)が定められている。 象労働者に対し、 出を受けたとき、 出を行う権利が保障されている。 受注者 (元請け事業者)、 が支払われた場合、 まず対象労働者に労働報酬下限額を下回る賃金 発注者 に対し、適正な報酬額の支払いを求める申 解雇や請負契約の解除などの (市長、 第八条により、 誠実に対応すること 第九条により、 公営企業管理者) 受注関係者 受注者はこの申 申出を行った対 当該対象労働 不利益な取 (第四号) (下請 もしくは 計け事

> り、 に対し、 るいは、 ち入り調査を実施可能とされている。 必要と認める場合、 対 または、 象労働者から右記の申出がなされた場 必要な報告もしくは資料の提出を求めた 市の判断で特定契約の履行状況の確認が 市職員による受注者の事業場への立 第 一〇条により、 市は受注 合、 あ

より、 て、 ている。また、 し一部の停止の命令などをすることが可能とされ 取り消し、 ないし特定業務委託契約の解除、 応をした場合には、 提出、立ち入り調査の拒否・妨げ・忌避などの対 し、その内容について市に報告しなければならな 是正の命令を受けた受注者は速やかに是正に対応 市長等が違反状態の是正を求めることになる。 要と判断した場合には、 者の事業場への立ち入り調査などの結果、 の立ち入り調査をすることも可能とされている。 あわせて、 その上で、受注者に違反が認められた場合には、 契約を解除したときは、 是正に応じず、虚偽の報告、 違約金の徴収が可能とされてい 期間を定めた指定管理業務の全部ない 第一○条第二項により、 違反した事業者に対する罰則 市長等は、 下請け事業者等の事業場 特約条項第一 特定工事請負契約 指定管理協 虚偽の資料の 右記の受注 ○条に 市 定の が必

4. 条例の効果と課題

メリット・デメリット、契約課の仕事の変化、新四年の公共調達条例への改正後について、条例の今次ヒアリングでは、市契約課に、特に二〇一

以下、その概要である。

(1) 条例のメリット・デメリット

ろ、以下の回答があった。 て現状でどう整理しているのかを確認したとこ条例のメリット・デメリットについて、市とし

が挙げられた。

これに対して、デメリットとしては以下の五点れていること、の一点にとどまった。
まずメリットとしては、特定契約に従事する労

- の間に不公平感が生じるおそれがあること。

)公共調達に関わる業種とそうではない業種
- おそれがあること。 そうではない労働者の間に賃金格差が生じる) 同一事業所内で公共調達に関わる労働者と
- かること。) 賃金単価を下限額まで上げなければならな
- ④ 受注者と下請事業者の事務負担が生じるこ

「な労力のかかる作業になるという。

発注者の事務負担が生じること

問題視されていることがうかがえる。受注者の双方に発生する事務の負担の増加が特に受注者の双方に発生する事務の負担の増加が特に以上から、特定契約制度の適用の有無がもたら

② 契約課の職務の変化と新たな課題

等の管理、 する資料作成(業者へのアンケート・他自治体等 状況の確認、提出された労務台帳の確認、特約条 特約条項の説明、契約後における特約条項の履行 げられた。すなわち、 しての業務、 項の不履行時の指導、 の問い合わせなど)、 内容について確認したところ、 が担う公共調達条例関係の基本的な事 などである。 労働報酬下限額を決める際に参考と 契約時における受注者への 公共調達審議会の事務局と 契約課ホームページ掲載 以下のものが挙 務

う必要もあり、特に下請業者が多数の場合には相 第一は、受注者等から提出された労務台帳の 第一は、受注者等から提出された労務台帳の を企業は相当の時間と労力を要するものと思われる。特に建設工事においては、施工体制台帳・下 る。特に建設工事においては、施工体制台帳・下 る。特に建設工事においては、施工体制台帳・下 る。特に建設工事においては、施工体制台帳・下 る。特に建設工事においては、施工体制台帳・下 る。特に建設工事においては、施工体制台帳・下 る。特に建設工事においては、施工体制台帳・下 る。特に建設工事においては、施工体制台帳・下 る。特に建設工事においては、施工体制台帳・下 る。特に建設工事においては、施工体制台帳・下 る。特に建設工事においては、施工体制台帳・下

などには契約課で対応することが多いという。特分に進んでいないため、事業者からの問い合わせなったことである。各原課には基本的に協力して事業者への周知、問い合わせへの対応が必要に事業者への周知、問い合わせへの対応が必要に

第三は、公共調達審議会の運営に関する事務作条例に関する研修の実施が課題になっている。との点、各原課に指示を出す必要も発生している。この点、各原課に指示を出す必要も発生している。この点、担当しているため、公共調達条例によって必要に担当しているを原課の業務委託は基本的に各原課が契約事務をに一般の業務委託は基本的に各原課が契約事務を

要するものである。調査結果や収集情報を会議 その方法は、高知市指名業者への賃金等アンケー か進んでいかないこと、 証が困難であること、一 わせへの対応や、視察等への対応も挙げられた。 催回数が増えるほど、 の提出資料として整理する作業もある。 ている求人情報の確認など、一定の時間と労力を の収集や会議資料の作成は契約課で行っており、 限額を議論するにあたって必要とされる基礎情 ト調査、 このほか、 第四に、条例に関する他の自治体からの問い合 情報収集の作業などである。特に労働報酬下 ハローワークのウェブサイトに掲載され 現下の課題として、 これらの作業量も増える。 なども挙げられた。 般市民への周知がなかな 条例の効果の検 会議の開

行上、どのような負担が発生しているかを尋ねた

あわせて、条例の二〇一四年改正後、

事務の遂

まとめに代えて-高知市の取り組みに学ぶ

5

点について整理したい。

えて、同市の取り組みから他の自治体が学びうるえて、同市の取り組みから他の自治体が学びうる最後に、以上で見てきた、高知市の公共調達条

高知市の取り組みの最大の特徴は、公共調達(基

かと思われる。
本)条例の制定・改正のプロセスにある。理念型の公契約条例をまず制定し、その後賃金保障型にの公契約条例をまず制定し、その後賃金保障型にある。単念型をしては、以下の諸点が指摘できるのではない

知市の場合、「基本方針」で公契約条例の制定が とにおいて高知市は際立っている。 が見られるが、 念や基本方針の策定自体は全国的に一定の広がり 条例化したことである。 及などを目的に、程なく公共調達に関する理念を 正への布石となったことも特筆すべき点である。 検討課題として言及されており、 を策定するにとどまらず、 第二は、 第一は、公共調達に関する市としての基本方針 市議会が公契約条例の制定に向けた姿 それをほぼ同時期に条例化したこ 公共調達に関する基本理 その理念の地域への波 その後の条例改 あわせて、 高

の垣 調達基本条例の改正にあたっては、 願を二度採択してきた。 提出してくる公契約条例の制定を求める陳情・請 正案を提出した。現行の公共調達条例の実現にお 管見の限り、二〇〇七年以降、 勢を維持し続けたことである。 『改正案を提出することに躊躇するなかで、 「根を越えて協力し、 市議会の果たした役割は大きい。 また、 議員提案によって条例改 二〇一四年の公共 労働組合諸団体が 高知市議会では、 市側が自ら条 党派

七年以降、労働組合諸団体が公契約条例の制定をる動きである。先述のとおり、高知市では二〇〇第三は、労働組合諸団体による条例制定を求め

保法 例の制定は難しいという現実をあらためて実感さ 動や市民運動などの後押しがなければ、 択してから丸四年が経過し、 を議会に採択させるという運動を続けてきた。こ ている。 の責任であるということ」にはっきりと表現され してそれに取り組むことは、 改正を躊躇するなかで、 市議会定例会において「公共工事における賃金確 の条例改正案の提案理由の一つ「二〇一〇年九月 背後から支え、 れが市議会の主導による条例改正への取り組みを 求める請 たことは確かであろう。そのことは、二〇一四年 (公共調達条例) (公契約法) 議会が主導するにしても、そこに労働運 願 ・陳情を断続的に議会に提出 最終的に賃金保障型の公契約条例 が実現する大きな流れをつくっ の条例制定に関する請願」を採 議会が議案提案権を行使 請願を採択した議会 市執行機関側が条例 公契約条 į それ

術が蓄積されていくことと合わせて、 が一歩進んだと言える。 3 運用の体制整備、 しに向けて、 定契約制度) く条例改正が実際に行われ、 正から三年が経過した二〇一八年秋、 本稿でも紹介したとおり、 の制度理解のさらなる深まりを願う。 条例の施行状況の検討と、 引き続き現場の知恵や制度運用の技 は依然改良が続いており、 制度の市民周知、 高知市の公契約制度 制度の「つくり込み」と、同検討結果に基づ 公共調達条例への改 受注する事業 庁内の制 附則に基 次の見直 (特 度 づ

たとおり、すでに五〇団体ほどまでに増えてい全国の公契約条例の制定自治体は、冒頭でも述

の経験や実践が後続の自治体にとっての手引きとす自治体が今後現れてくる可能性もある。高知市から、理念型から賃金保障型への条例改正を目指の、その半数以上は理念型の条例であり、この中

「謝辞と留保】

なることが期待される。

お名前を記し、謝意を表します。浩二課長に、内容の確認などで特にお世話になりました。

本稿に残りうる一切の誤りは筆者の責任です。なお、本稿の内容は、高知市の公式な見解ではなく

注

せられる。

- 1 2 体で実施済みである。 東京都多摩市、 団法人北海道地方自治研究所。 ビス労働組 北海道本部 ヒアリングは、本稿脱稿時の二〇一 係者計一五人で構成し、 全国建設労働組合総連合北海道建設労働組合連 二〇一七年三月発足。 -は本誌二〇一八年一一月号 公契約WTによる道外の公契約条例自治体への [総連合会北海道連合会 (全建総連北海道)、 合協議会 (自治労道本部)、 同千代田区、 (北海道公務労協)、 多摩市調査に関するレポ 全日本自治団体労働組合 筆者もここに含まれる。 構成団体は、 (連合北海道) 北海道 高知県高知市の三団 (第五九八号) 委員は各団体の 九年三月 公務公共サー 日本労働 のほ 公益社
- (3) 連合総合労働局 (二〇一八) によると、公契約

4 る。高知市条例は現在、前者に振り分けられている。 自治体数の内訳は、前者が二二、後者は二七であ する規定を備えていない「理念型」である。制定 受注者に義務づけることなどを具体的に規定する 賃金の下限額を定め、それを上回る額の支払いを イプに分けられる。 で制定されている。公契約条例は大きく二つのタ 条例は、二〇一八年六月現在、 「賃金保障型」と、そのような賃金の下限額に関 現職の岡﨑誠也市長は、二〇〇三年一一月に初 すなわち、 全国の四九自治体 労働者に支払う

- 脱したため、 り込むことで合意。「新こうち未来」は途中で離 ら一名代表を出すこと、条例改正案を全体でつく 公明党系会派のほか、一人会派が一つあった。 同じく保守系の「新こうち未来」、共産党系会派 主党系の「市民クラブ」、保守系の「新風クラブ」、 二〇一四年当時の高知市議会の会派構成は、 ワーキングチームについては、当初、各会派か 以降は残る五会派で対応した。 民
- 6 から出されたもの。 した後、討論を行い、賛成多数で可決しました。」 決し、二六日の本会議では継続審査の動議を否決 員会に付託されました。委員会では賛成多数で可 提案理由の説明、 発行)に以下の説明がある。「一八日の本会議で 市議会だより一九五号』(二〇一四年一一月一日 右記にある継続審査の動議は 議員提案から可決までの経緯について、『高知 質疑が行われた後、総務常任委 その理由は 「新こうち未来」 「同じ趣旨の条例

確保が重要」とされていた。 の人々への影響を考慮し、 の全国的な成立状況等に鑑みて、本市で働く全て 慎重に審議する時間の

- 7 健所、消防局など)は、 教育委員会は八〇万円まで自ら実施。本庁外(保 金額の縛りなく各所管で
- 8 では取り扱っていない。 されている。しかし、本稿の基になった調査の実 本稿の脱稿時、 日適用の下限額)も市ウェブサイトなどで告示 (二〇一八年一〇月四日) 新規の下限額(二〇一九年一月 後であるため、 本稿

当選し、二〇一九年三月現在は四期目に当たる。

一〇〇八年春は二期目の二年目に当たる

9 内全市調査(二〇一八年二月~三月)により、道 契約WT(二〇一八)を参照されたい 指針が策定されていることがわかった。 内三五市のうちでは六市で基本方針もしくは基本 未実施であり、 全国の自治体における策定状況については調査 別の機会に譲る。公契約WTの道 詳細は公

月

- 10 表現を念頭に置いている。 本稿1-4で引用した岡崎市長の議会答弁での
- 注3参照。 理念型は四九のうち二七

11

【参考文献・資料】

- 北海道地方自治研究所、二〇一八年七月 治研究』第五九四号所収二~一二頁)公益社団法人 上林陽治「公契約条例の現状と要件」(『北海道自
- 研究 全市アンケート調査の結果について」(『北海道自治 グチーム (公契約WT)「入札・契約に関する道内 公契約条例を社会に広げることをめざすワーキン 第五九二号所収二~一九頁)公益社団法人北

海道地方自治研究所、二〇一八年五月 高知市議会 『高知市議会だより一九五号』二〇一

- 高知市総務部契約課『特定契約制度の手引き
 - 四年一一月
- 成三〇年一月版)』二〇一八年一月 高知市総務部契約課『特定契約制度の手引き 伞
- 成三一年一月版)』二〇一九年一月 日本労働組合総連合会(連合)総合労働局
- 〇一八年六月 約条例制定に向けた取り組みの手引き<初版>』
- 公益社団法人北海道地方自治研究所、二〇一七年七 (『北海道自治研究』 野口鉄平「公契約条例制定の全国動向について」 第五八 二号所収二二~二六頁)

【参照ウェブサイト】

- 厚生労働省高知労働局
- https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/
- 高知市役所 > 高知市公共調達条例について http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/10/
- kokyochotatukisokuari.html
- 高知市議会>会議録検索システム
- http://www.kaigiroku.net/kensaku/kochi/kochi.html

* 最終閲覧はいずれも二〇一九年二月二二日

<まさき こうじ・公益社団法人北海道地方自治研究所研究員